社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険 料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証 明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人には、各担当課で証明書を 発行します。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参し てください。

※年金天引きされた税・保険料については、証明書を発 行できません。年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ

【国民健康保険税】税務課☎ 64・6004 【後期高齢者医療保険料】市民福祉課☎ 64・6018 【介護保険料】高齢・障がい者元気支援課☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場 合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」 の添付が必要です。

控除証明書は、令和元年 11 月上旬に対象者に送付 されています。同年10月1日以降12月31日までに、 その年初めて納めた人については、2月に送付される 予定です。

※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ

日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770·23·9902



市県民税から住宅ローン控除

平成22年から令和3年までに入居し、所得税の住 宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税か ら控除しきれなかった額を翌年度分の市県民税から控 除できます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告または

年末調整(初年度については税務署での確定申告)が必 要になります。

※平成19・20年の入居者は所得税のみの対象となり

※控除期間が経過した場合は、対象となりません

医療費控除の提出書類の簡略化

医療費の領収書を提出する代わりに**「医療費控除の** 明細書」の添付が必要となりました。

健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」 などの医療費通知を添付すると、明細の記入を省略す ることができます。

※明細書に記載された医療費の領収書は、5年間保存 する必要があります

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額 などを通知する書類で、次の事項が記載されたものを いいます

- ・被保険者などの氏名
 - ・療養を受けた年月

・療養を受けた病院など

- ・診療を受けた人
- ・被保険者などが支払った医療費の額
- ・保険者などの名称

スマホで「スマート申告」しよう

2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業な どの雑所得・一時所得がある人も、スマートフォン

で申告できるようになりました。 申告書の作成は、右の QR コード を読み込んでください。

詳しい申請方法などについては、国 税庁 HP(http://www.nta.go.jp)



↑申告はこちら↑

電話で気軽に相談できます

所得税および復興特別所得税、消費税および地方 消費税 (個人)、贈与税の申告に関する質問や相 談に応じます。

【対応期間】 3月16日 用まで (土日祝を除く)

8時30分~17時

【相談方法】 小浜税務署☎ 52・1008 まで電話し、

自動音声案内が流れたら「0|を選択 ※国税に関する相談は「1 | を選択

確定申告をお忘れなく!

令和2年度の市県民税、令和元年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。 必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2月17日 (土日祝を除く)9時~12時、13時~16時 問い合わせ 【市県民税】税務課☎ 64・6004 【所得税】小浜税務署☎ 52・1008

スケジュール

【市役所 4 階大会議室(大手町)会場】

受付期間	対象地区・区
2月17日周	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竃/生玉)、 西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/ 福谷)、内外海(仏谷/堅海/泊/田烏を除く)、 国富、宮川
2月25日級	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3月3日必 (9日月	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、 雲浜(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田烏)、口名田、中名田、加斗
3月10日後 { 16日周	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/ 飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、 西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松 原川東/小松原川西)

【JA 若狭本店(遠敷)会場】

受付日	対象地区
2月18日⊛	小浜、雲浜、西津、内外海、松永、宮川
2月19日⊛	国富
2月21日金	遠敷
2月25日⊛	今富
2月26日®	口名田、中名田、加斗

※ IA 若狭本店での申告は農業所得のある人が対象です



申告時の注意点

- ※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日に お越しください
- ※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人に ついては、「収支内訳書」を事前に作成してからお越し
- ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が、市

県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優 先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふ るさと納税に伴う寄附金控除も申告してください

※青色申告、譲渡所得等(株式、不動産)、雑損控除、令 和元年新築・増改築分の住宅ローン控除(1年目)を 申告する場合は、税務署での申告・相談をお願いします

申告にはマイナンバーが必要です!!

申告手続きには、申告書等に申告者本人と扶養親族等のマ イナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類の提示また は写しの添付が必要です。

マイナンバーの記載について

確定申告書等の提出の際には、申告者本人と対象となる控 除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーが分か るものを必ず持参してください。

本人確認書類の提示または写しの添付について

申告会場で申告者本人または代理人が申告する場合は、申告 者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認書類

- ◆マイナンバーカードを持っている人⇒マイナンバーカード ※マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元 確認) が可能
- ◆マイナンバーカードを持っていない人⇒次の2点が必要

番号確認書類

本人のマイナンバーを確認で きる書類

- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバーの記載がある 住民票の写し
 - などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主 であることを確認できる書類

- · 運転免許証 · 健康保険証 ・パスポート ・在留カード
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

を参照してください。